

石川県公報

平成26年9月24日

第12734号(水曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定
(障害保健福祉課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定
を辞退する旨の届出 (同) 1
- 県統計調査の実施 (廃棄物対策課) 2
- 個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付
すべき費用の額 (経営支援課) 2
- 平成26年度地籍調査事業計画の一部変更 (農業基盤課) 6
- 県道の区域の変更 (道路整備課) 6
- 県道の供用の開始 (同) 6

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課) 6
- 予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課) 7
- 石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公
告 (生産流通課) 7
- 県営土地改良事業の工事完了公告 (農業基盤課) 7
- 宅地建物取引業者聴聞公告 (建築住宅課) 8
- 選挙管理委員会**
- 不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定 8

告

示

石川県告示第431号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
内科	市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	谷 悠紀子	平成26年9月12日
小児科	〃	〃	白橋徹志郎	〃
眼科	輪島市国民健康保険門前診療所	輪島市門前町深田21-17番地1	佐々木 洋	〃
リハビリテーション科	芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	上田 佳史	〃

石川県告示第432号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
内科	市立輪島病院 舳倉診療所	輪島市海士町所属舳倉島出邑山1番4地	武川 治水	平成10年3月31日
〃	市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	辻 隆範	平成20年3月31日
整形外科	〃	〃	森下 公俊	平成21年3月31日
内科	〃	〃	宮西 秀二	平成21年5月31日
小児科	〃	〃	榊原 康久	平成26年3月31日

外 科	金 沢 医 科 大 学 病 院	河北郡内灘町大学1-1	佐久間 勉	平成26年6月30日
循環器内科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12-7	佐藤 俊一	平成26年7月1日
内 科	小 松 市 民 病 院	小松市向本折町ホ60番地	原城 達夫	平成26年7月31日

石川県告示第433号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。
平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 県統計調査の名称
石川県廃棄物排出量実態調査
- 2 県統計調査の目的
県内の廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 県統計調査の対象とする範囲
産業廃棄物が多量に発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの
- 4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標（製造品出荷額等）
 - (2) 基準となる期日又は期間
平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで
- 5 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 7 県統計調査の報告を求める期間
平成26年9月26日（金）から同年10月27日（月）まで

石川県告示第434号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり定める。

なお、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額（平成9年石川県告示第326号）は、廃止する。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の種類の		施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県産業展示館 (設備) 一号館展示場及び商談室
演説会場面積		二、一九三平方メートル		
施設の使用程度	会場	照明の種類程度	常設電灯 一〇九、七〇〇ワット	
		演壇	一個	
	演説会机	椅子	一脚	
		放送設備	二脚 一式	
	聴衆席	アスファルト	二、一九三平方メートル	
		照明の種類程度	常設電灯 四〇ワット 十灯	
施設の弁士控室	その他机	一脚		
	椅子	四脚		
その他	下駄棚、便所、雨具掛等		平常のまま開放する。	
施設の額の				
区分		午前	午後	夜間
		午前九時から 正午まで	正午から 午後五時まで	午後五時以降
一号館	一四四、六九〇円	二四二、一五〇円	一時間につき 五三、四七〇円	
商談室	一室につき 八六〇円	一室につき 一、四三〇円	一室につき 一、四三〇円	
放送設備	一式 一日につき		三、二五〇円	
納付すべし額				
机		一脚 一日につき	七〇円	候補者負担
椅子		一脚 一日につき	七〇円	
ステージ		一式 一日につき	一四、〇五〇円	
加算				
<p>展示用電力を使用する場合は、これに要する電気料金の実費を加算するものとする。</p> <p>冷暖房を使用する場合は、これに要する電気料金及び重油料金の実費を加算するものとする。</p> <p>ステージ、椅子等設営費及び清掃費</p>				

施設の種類の		施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県産業展示館 (設備) 一号館一階展示場及び商談室
演説会場面積		一、六四一平方メートル		
施設の使用程度	会場	照明の種類程度	常設電灯 八九、九五〇ワット	
		演壇	一個	
	演説会机	椅子	一脚	
		放送設備	二脚 一式	
	聴衆席	カラーコンクリート	一、六四一平方メートル	
		照明の種類程度	常設電灯 四〇ワット 六灯	
施設の弁士控室	その他机	一脚		
	椅子	六脚		
その他	下駄棚、便所、雨具掛等		平常のまま開放する。	

納付すべき費用の額	区 分	午 前 午前九時から 正午まで	午 後 正午から 午後五時まで	夜 間 午後五時以降
	二 号 館	八三、八八〇円	一四〇、五〇〇円	一時間につき 三〇、四〇〇円
	商 談 室	一室につき 八六〇円	一室につき 一、四三〇円	一室につき 一、四三〇円
	放 送 設 備	一式 一日につき 三、二五〇円		
加算額	機	一脚 一日につき		七〇円
	椅子	一脚 一日につき		七〇円
	ステージ	一式 一日につき	一四、〇五〇円	
	展示用電力を使用する場合は、これに要する電気料金の実費を加算するものとする。 冷暖房を使用する場合は、これに要する電気料金及び重油料金の実費を加算するものとする。 ステージ、椅子等設営費及び清掃費			

候補者負担

施設の種類の	施設の名称及び使用に供する設備	(名称) 石川県産業展示館 (設備) 三号館一階展示場及び商談室
	演説会場面積	六、二〇九平方メートル
施設の使用程度	照明の種類程度	常設電灯 一五三、〇〇〇ワット
	演壇	一個
	机	一脚
	椅子	三脚
	放送設備	一式
施設の範囲	聴衆席 アスファルトコンクリート	六、二〇九平方メートル
	照明の種類程度	常設電灯 四〇ワット
	八灯	
施設内	其他機	二脚
	椅子	六脚
その他	下駄棚、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。

納付すべき費用の額	区 分	午 前 午前九時から 正午まで	午 後 正午から 午後五時まで	夜 間 午後五時以降	
	三 号 館	全 面	二八二、〇四〇円	四六九、七四〇円	一時間につき 一〇三、七八〇円
		東 面	一九六、〇七〇円	三三六、〇九〇円	一時間につき 七二、三三〇円
		西 面	八五、九七〇円	一四三、六五〇円	一時間につき 三二、四五〇円
	商 談 室	一室につき 八六〇円	一室につき 一、四三〇円	一室につき 一、四三〇円	
	放 送 設 備	一式 一日につき 三、二五〇円			

納 付 額	機	一脚 一日につき	七〇円	候補者負担
	椅子	一脚 一日につき	七〇円	
	ステージ	一式 一日につき	一四、〇五〇円	
	展示用電力を使用する場合は、これに要する電気料金の実費を加算するものとする。 冷暖房を使用する場合は、これに要する電気料金及び重油料金の実費を加算するものとする。 ステージ、椅子等設営費及び清掃費			

施設の種類の	施設の名称及び使用に供する設備	(名称) 石川県産業展示館 (設備) 四号館展示場及び商談室
演説会場面積		六、六七五平方メートル
施設の範囲程度	照明の種類程度	常設電灯 一二二、四〇〇ワット
	演壇	一個
	機	一脚
	椅子	三脚
	放送設備	一式
施設のその他	聴衆席 コンクリート	六、六七五平方メートル
	照明の種類程度	常設電灯 四〇ワット
	その他 機 椅子	一脚 四脚
その他	下駄棚、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。

納付すべき費用の額	区 分	午 前	午 後	夜 間	
		午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時以降	
	四号館	全 面	三三二、三七〇円	五五四、六六〇円	一時間につき 一二二、六二〇円
		北 面	一四六、七九〇円	二四三、二五〇円	一時間につき 五三、四七〇円
		南 面	一八五、五八〇円	三二一、四一〇円	一時間につき 六八、一五〇円
	商談室	第 一	一室につき 一、七二〇円	一室につき 二、八八〇円	一室につき 二、八八〇円
		第 三			
		第 四			
		第 二	八六〇円	一、四三〇円	一、四三〇円
	放送設備	一式 一日につき			三、二五〇円

納 付 額	機	一脚 一日につき	七〇円	候補者負担
	椅子	一脚 一日につき	七〇円	
	ステージ	一式 一日につき	一四、〇五〇円	
	展示用電力を使用する場合は、これに要する電気料金の実費を加算するものとする。 冷暖房を使用する場合は、これに要する電気料金及び重油料金の実費を加算するものとする。 ステージ、椅子等設営費及び清掃費			

石川県告示第435号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更した。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更内容

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
中能登町	変更前	能登部Ⅲ地区、水白Ⅰ地区、水白Ⅱ地区及び良川Ⅷ地区	平成26年4月25日から平成27年3月31日まで
	変更後	能登部Ⅲ地区、水白Ⅰ地区、水白Ⅱ地区、良川Ⅷ地区、能登部Ⅴ地区、能登部Ⅵ地区、能登部Ⅶ地区、能登部Ⅷ地区及び能登部Ⅸ地区	平成26年4月25日から平成27年3月31日まで（能登部Ⅴ地区、能登部Ⅵ地区、能登部Ⅶ地区、能登部Ⅷ地区及び能登部Ⅸ地区にあっては、平成26年9月24日から平成27年3月31日まで）

2 変更年月日

平成26年9月24日

石川県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年9月24日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
長浦中島線	七尾市中島町中島乙161番1地先から七尾市中島町浜田ナ3番1地先まで及び	旧	8.13～9.00 92.2	中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市中島町中島乙161番1地先から七尾市中島町浜田ツ53番1地先まで	新	及び 及び 6.00～31.21 100.6	

石川県告示第437号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年9月24日から同年10月8日まで縦覧に供する。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
長浦中島線	七尾市中島町中島乙161番1地先から七尾市中島町浜田ツ53番1地先まで	平成26年9月24日	中能登土木総合事務所維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年8月22日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 珠洲デカ曳山保存会

3 代表者の氏名

平藏 歳吉

4 主たる事務所の所在地

珠洲市宝立町柏原9字12番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、昭和33年まで存在した珠洲の伝統文化であるデカ曳山の復活と保存を図ることにより、子孫への伝承に努め、都市住民および県内外の珠洲出身者との交流を促進し、誇りある地域を創造することを目的とする。

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
多 賀 千 之	能美市緑が丘11丁目71番地 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	平成26年8月28日
和 田 耕	鹿島郡中能登町金丸又か部50番地 医療法人社団 和田医院	平成26年3月31日

石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告

石川県農林総合研究センター種苗配布規則（昭和28年石川県規則第16号の2）第2条の規定により、石川県農林総合研究センターで生産する種苗の平成26年度の配布の種類、数量、代価及び配布期限を次のとおり定めた。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

年 産	種 類	数 量	代価(税込)	配 布 期 限
平成26年産	大麦種子	3,250kg	273円/kg	平成26年11月末

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	施 行 地 区 名	工事完了年月日
県 営 老 朽 た め 池 整 備 事 業	加 賀 北 部 地 区 (藤 四 郎 池)	平成24年11月20日
〃	新 宮 地 区	平成25年12月4日
〃	千 木 野 地 区	平成26年3月17日
〃	加 賀 北 部 地 区 (かなくそ新堤)	平成26年3月20日
県 営 ほ 場 整 備 事 業	羽 坂 地 区	平成25年12月24日
〃	西 三 階 地 区	平成26年3月20日
〃	多 田 地 区	平成26年3月25日

県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	鶴 町 地 区	平成26年3月26日
県 営 畑 地 帯 総 合 整 備 事 業	旭 地 区	平成26年3月13日

宅地建物取引業者聴聞公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第1項の規定による処分をすることについて、同法第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成26年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 期日

平成26年10月3日 午後2時

2 場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎16階 1611会議室

3 被聴聞者の事務所所在地及び名称

石川県小松市桜木町133番地1

志乃丘商事株式会社

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第93号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

平成26年9月24日

石川県選挙管理委員会

名 称	所 在 地
サンケア赤土	金沢市赤土町カ1番地24
サンケア金沢	金沢市荒屋1丁目75番地1
サンケア戸板	金沢市出雲町46街区7番地
特別養護老人ホームあかつき	金沢市平和町1丁目2番28号